

柳津小学校 P T A 慶弔規程

第1章 慶事

第1条 本校職員の結婚には、祝金 10,000 円を呈する。

第2章 弔事

第2条 本校職員が死亡した場合は、本部役員及びそのクラスの学級委員が会葬し、
本会より香典 10,000 円、生花、淋見舞を呈する。

第3条 本校児童が死亡した場合は、本部役員とそのクラスの学級委員が会葬し、
本会より香典 10,000 円、生花、淋見舞を呈する。

第4条 担任を持たない職員及び本部役員が死亡した場合は、本部役員が会葬し、
本会より香典 10,000 円、生花、淋見舞を呈する。

第5条 本校児童の父母及び P T A 会員が死亡した場合は、本部役員が会葬し、
本会より香典 5,000 円、淋見舞を呈する。

第6条 本校の校医、教育長、教育委員、その他学校関係者が死亡した場合は、
本部役員が会葬し、本会より香典 5,000 円、淋見舞を呈する。

第7条 本校教職員の親族（配偶者・両親・子供）が死亡した場合は本部役員が会葬し、
本会より香典 5,000 円、淋見舞を呈する。

第8条 本部役員及び運営員会の親族（配偶者・両親・子供）が死亡した場合は
本部役員が会葬し、本会より香典 5,000 円、淋見舞を呈する。

第9条 本部役員及び運営員会の親族（第7・8条に定める親族以外の同居人及び同居で
ない親族）が死亡した場合は、前条に準じて、本部役員会で協議決定する。

第3章 見舞

第10条 本校教職員及び本部役員、運営委員が1ヵ月以上の疾病、傷病で入院の場合は本
部役員がお見舞いし、本会より見舞金 5,000 円を呈する。

第11条 本校職員、P T A 会員、学校関係者の自宅が火災の場合、程度のかかわらずお見
舞金 5,000 円を呈する。その他の災害については、本部役員会で協議決定する。

第4章 付則

第12条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は本部役員会で協議決定する。

第13条 この規定に定めるところの諸規定は、P T A 一般会計をもってこれに充てる。
ただし予算額を超えた場合は、特別会計より充てる。

第14条 以上の慶弔及び見舞いに対する返礼は辞退する。

第15条 本規定の改廃は、運営員会にて行う。

昭和 62 年 4 月 1 日改訂を行う。

平成 4 年 4 月 1 日改訂を行う。

平成 17 年 12 月 9 日改訂を行う。

平成 18 年 5 月 1 日改訂を行う。